

## 福祉教育活動助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は市内のこども園・保育園・小・中・高等学校及び特別支援学校(以下「学校等」という。)が身の回りの人々や地域との関わりの中から「ふだんの暮らし」の中にどのような福祉的課題があるかを自ら学び、課題を解決する方法を考え、解決のために行動する力を養うことを目的に必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人朝来市社会福祉協議会(以下「本会」という。)とする。

### (助成対象)

第3条 助成対象は、市内のこども園・保育園・学校とする。

### (助成対象の活動)

第4条 この助成事業における助成対象の活動は、別表1に定める活動とする。

### (事業実施期間)

第5条 この事業の実施期間は、当該年度内とする。

### (助成金の申請)

第6条 本事業を利用しようとする学校等(以下「申請園・校」という。)は、本会が指定する期日までに所定の福祉教育活動助成事業申請書(様式第1号)を提出するものとする。

### (助成金の交付決定)

第7条 助成金の交付額は、別表1の活動に対する助成金額に基づき、申請園・校が提出した申請書を精査した上、助成金額を決定し福祉教育活動助成事業選考結果通知書(様式第2号)により申請園・校に通知するものとする。

2 助成金の交付は1申請園・校あたり、当該年度において1回限りとする。ただし、予算の範囲内においてはこの限りではない。

### (対象経費)

第8条 助成の対象となる経費は、申請園・校の福祉及びその他の教育に関わる

経費に充当するものとする。

(報告書の提出)

第9条 申請園・校は当該活動が終了後、福祉教育活動助成事業報告書(様式第3号)を提出しなければならない。

(活動の変更または取下げ、及び交付決定の取り消し)

第10条 学校等が活動を進める上での変更または取下げの必要がある場合には、申請園・校は福祉教育活動助成事業(変更・取下げ)届(様式第4号-1)を提出しなければならない。

2 福祉教育活動助成事業(変更・取下げ)届(様式第4号-1)の提出があつた場合には、精査のうえ速やかに福祉教育活動助成事業(変更・取下げ・取消)決定通知書(様式第4号-2)を申請園・校に通知する。

3 申請園・校が次の各号に該当すると認めたときは、当該交付決定の全部または一部を取り消すことができる。その際には、福祉教育活動助成事業(変更・取下げ・取消)決定通知書(様式第4号-2)を申請園・校に通知する。

- (1) 事前に連絡もなく、計画と別の形で事業を進めたとき
- (2) 虚偽、その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき

(助成金返還)

第11条 前条第10条第1項の変更・取下げを行った場合において、当該変更・取下げに関する部分について既に助成金が交付されている時は、その返還を求めることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業に関する必要な事項は本会の会長が定める。

附則

1. この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
1. この要綱は、令和6年4月1日から施行する。